

措置事項

1 市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札制度）関係

ア 制度の整備等

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 | |
|--|--|--------|--------|--------|-------------|----|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | | |
| 市場化テストの本格的導入に向けた取組（内閣府及び関係省庁） | a 構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、「市場化テストに関するガイドライン」(前掲「16年度重点計画事項」中「1 民間開放推進の横断的手法としての『市場化テスト(官民競争入札制度)』」の「1 『市場化テスト』に関するガイドライン」に規定するものをいう。)を踏まえつつ、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」を提出済】 | | 措置済 | | | | |
| | b また、3分野8事業23箇所のモデル事業を、平成17年度において試行的に実施する。 【ハローワーク関連(4事業) 社会保険庁関連(3事業) 行刑施設関連(1事業)のモデル事業をそれぞれ平成17年度中に実施】 | | 措置済 | | | | (内閣府) 「公共サービス改革基本方針」の改定(平成18年12月22日閣議決定)において、統計関係、登記関係、独立行政法人関係等について官民競争入札等の対象事業の追加等を行うことを決定。 |
| | c なお、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて民間からの提案を募集した結果、75の主体から119の提案が寄せられた。その際提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。 | | 検討 | 検討 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | d これまでに提出された民間提案のうち、実現できていないものについても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、引き続き市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討を行う。 | | | 引き続き検討 | (内閣府) 「公共サービス改革基本方針」の改定(平成18年12月22日閣議決定)において、統計関係、登記関係、独立行政法人関係等について官民競争入札等の対象事業の追加等を行うことを決定。引き続き検討。 | |
| 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」の通常国会への提出 (内閣府) | 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等を踏まえ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を第164回国会に提出した。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】 | | 措置済 | | | |
| 公共サービス改革法における特例規定の整備 (内閣府及び関係省庁) | a 国民年金保険料収納事業に関する特例規定の整備 国民年金保険料収納事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金保険法（昭和34年法律第141号）等に係る所要の特例規定を「公共サービス改革法案」において整備した。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】 | | 措置済 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 | | |
|--|---|--------|-------------|----|--------|--------|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | | | 平成17年度 | 平成18年度 |
| | <p>b 「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する特例規定の整備「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法(昭和22年法律第141号)に係る所要の特例規定を「公共サービス改革法案」において整備した。</p> <p>【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」を提出済】</p> | | 措置済 | | | |
| | <p>c 地方公共団体が実施する業務に関する特例規定の整備(第164回国会に係る法案提出) 地方公共団体が実施する窓口業務の住民にとっての利便性の向上とコストの効率化等を実施するため、下記の業務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「公共サービス改革法」において整備した。その際、個人情報の保護にも十分に配慮した仕組みとした。</p> <p>ア 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>イ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>ウ 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>エ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>オ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附表の写しの交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し</p> <p>【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」を提出済】</p> | | 措置済 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|---------------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | d 上記以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次必要な措置を講じる。 | | | 平成18年度以降、逐次措置 | （内閣府） 「公共サービス改革基本方針」の改定(平成18年12月22日閣議決定)において、窓口関連業務（車庫証明関係、旅券関係、国民健康保健関係、介護保険関係）徴収関連業務（地方税徴収業務、国民保険料等の徴収業務）について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることの明確化等の措置の実施を決定。 | |

イ 具体的事業

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| モデル事業の適切な実施 （内閣府及び関係省庁） | <p>構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記～に示すモデル事業（3分野8事業23箇所）を平成17年度において適切に実施する。</p> <p>【ハローワーク関連（4事業） 社会保険庁関連（3事業） 行刑施設関連（1事業）のモデル事業をそれぞれ平成17年度中に実施】</p> <p>なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>下記～のモデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較等を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。他方、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記～のモデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。</p> | | 措置済 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。 | | 一部措置済 | 措置 | (総務省) 統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放の推進に関する幅広い検討を行うための有識者による研究会での議論を踏まえ、平成18年7月より個人企業経済調査をモデルとした試験調査及び科学技術研究調査等の調査対象に対する意識調査を実施。 | |
| 統計調査関連業務への市場化テストの本格的導入 (総務省及び関連省庁) | 統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。 | | | 措置 | (総務省) 統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放の推進に関する幅広い検討を行うための有識者による研究会において、民間開放の基準・条件等(業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等)を具体的に検討。 | |
| | a 上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。 | | | 措置 | (総務省) 個人企業経済調査をモデルとした試験調査及び科学技術研究調査等の調査対象に対する意識調査を平成18年7月から実施。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|------------------------------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | <p>b 指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。</p> <p>総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。</p> | | | 措置 | <p>（総務省）</p> <p>統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放の推進に関する幅広い検討を行うための有識者による研究会での議論を踏まえ、規制改革・民間開放推進会議と連携を図りつつ、平成18年7月より個人企業経済調査をモデルとした試験調査及び科学技術研究調査等の調査対象に対する意識調査を実施。</p> | |
| | <p>c 統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。</p> | | | 試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに実施 | <p>（総務省）</p> <p>国直轄調査である科学技術研究調査については、平成18年度内に総務省において入札を実施し、平成19年調査から公共サービス改革法による民間競争入札を開始。</p> <p>その他の調査（個人企業経済調査を含む）については、当面、地域単位での民間開放により、民間事業者が実地調査業務を行う機会を創出。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------------------------------------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | <p>d 関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。</p> <p>その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。</p> | | | 措置、 総務省の計画については、遅くとも平成18年度前半までに策定 | <p>（総務省） 「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」を平成18年10月に策定。</p> <p>（経済産業省） 「公共サービス改革基本方針」の改定（平成18年12月22日閣議決定）において「各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。」とされたことを受けて、検討を進めているところ。</p> | |
| | <p>e 総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。</p> | | 速やかに措置 | | <p>（総務省） ガイドラインの改定を行うため、平成18年10月に関係府省からなる検討の場を設置し、検討を行っているところ。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況等を踏まえ、関係府省と連携して、平成19年5月末までにガイドラインを改定する。</p> | |
| | <p>f 独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。</p> | | | 平成18年度前半を目途に検討・結論 | <p>（総務省） 独立行政法人統計センターの業務の民間開放に向けた必要な方策を検討し、今後の取組方針を整理（平成18年11月17日公表）。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入（厚生労働省） | <p>a キャリア交流プラザ事業の「公設民営」</p> <p>「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施している。</p> <p>民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」（国等の設置した施設について、これを民間事業者等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。以下同じ。）を前提に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。</p> <p>【北海道・埼玉・東京・愛知・京都の5箇所のハローワークにおいて、キャリア交流プラザ事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】</p> <p>なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業等と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業等との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。</p> | | 措置済 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。 | | | | | |
| | b 「キャリア交流プラザ」事業 平成17年度、5箇所で開催している本件事業について、平成18年度も継続して実施する。 | | | 措置 | (厚生労働省) 平成18年度においても、本件事業を全国5箇所で開催した。 | |
| | c 「キャリア交流プラザ」は、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施するハローワーク組織であり、全国に15箇所設置されている。 このうち、8箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設の運営を対象とした市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「キャリア交流プラザ」事業が実施されるよう措置する。 当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。 | | | 措置 | (厚生労働省) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、平成19年4月から、全国15箇所のうち、北海道、埼玉、東京、愛知、京都、神奈川、新潟、福岡の8箇所について市場化テストの実施を決定し、対象事業者の選定等必要な措置を講じた（事業実施期間は平成19年4月から平成22年3月までの3年間）。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|------------------------------|---|---------------------------------------|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | d 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。 | | | 平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討 | （厚生労働省） 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、平成19年4月から実施する事業の運営状況を踏まえつつ検討を行うこととしている。 | |
| 若年者版キャリア交流プラザ事業に関する市場化テストの実施 （厚生労働省） | a 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」 「キャリア交流プラザ」に加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設（1箇所）の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。なお、「キャリア交流プラザ」と同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。 【大阪のハローワークにおいて、若年者版キャリア交流プラザに関するモデル事業を平成17年度に実施】 | | 措置済 | | | |
| | b 「若年者版キャリア交流プラザ」事業 平成17年度、1箇所で開催している本件事業について、平成18年度も継続して実施する。 | | | 措置 | | （厚生労働省） 平成18年度においても、本件事業を1箇所で開催した。 |
| 求人開拓事業への市場化テストの本格的導入 （厚生労働省） | a 求人開拓事業の民間開放 各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。 【北海道札幌地域・秋田中央地域・福岡北九州地域の3地域のハローワークにおいて、求人開拓事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】 | | 措置済 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|------------------------------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | b 「求人開拓」事業 平成17年度、3地域で実施している本件事業について、平成18年度も継続して実施する。 | | | 措置 | (厚生労働省) 平成18年度においても、本件事業を全国3地域で実施した。 | |
| | c 各ハローワークの求職動向を踏まえた「求人開拓」事業（5地域）について、市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が本通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「求人開拓」事業が実施されるよう措置する。 | | | 措置 | (厚生労働省) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、平成19年4月から、雇用失業情勢の悪い地域を対象として市場化テストの実施を決定し、対象事業者の選定等必要な措置を講じた（実施期間は平成19年4月から20年3月までの1年間）。 | |
| | d 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。 | | | 平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討 | (厚生労働省) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、平成19年4月から実施する事業の運営状況を踏まえつつ検討を行うこととしている。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|------------------------------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入（厚生労働省） | <p>a 「人材銀行」は、ハローワークの無料職業紹介事業を補完するため、公務員が管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービスを行うハローワークの機関であり、全国に12箇所設置されている。</p> <p>このうち、東京を含む3箇所について、市場化テストを本格的に導入する。</p> <p>このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「人材銀行」事業が実施されるよう措置する。</p> <p>当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。</p> | | | 措置 | <p>（厚生労働省）</p> <p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、平成19年4月から、東京を含む3箇所について市場化テストの実施を決定し、対象事業者の選定等必要な措置を講じた（事業実施期間は平成19年4月から22年3月までの3年間）</p> | |
| | <p>b 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「人材銀行」の職業紹介事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。</p> | | | 平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討 | <p>（厚生労働省）</p> <p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、平成19年4月から実施する事業の運営状況を踏まえつつ検討を行うこととしている。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 雇用・能力開発機構が実施する事業への市場化テストの本格的導入（厚生労働省） | <p>a アビリティガーデンにおける職業訓練の 民間開放</p> <p>「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。</p> <p>民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む）を市場化テスト（モデル事業）の対象とする。</p> <p>【アビリティガーデンにおける職業訓練事業（在職者等訓練・離職者訓練）に関するモデル事業を平成17年度に実施】</p> <p>なお、具体的な職業訓練の内容（講座の設定や運営、施設の有効活用等）については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> | | 措置済 | | | |
| | <p>b 「アビリティガーデン」における職業訓練事業</p> <p>「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)について、平成17年度実施中の事業を来年度も継続して実施する。</p> | | | 措置 | (厚生労働省) 平成18年度の継続実施については、実施方針を定め、平成18年4月から平成19年3月まで事業を実施。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | <p>c 「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入 「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における業界共通型の在職者訓練であって、開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コースについて、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。</p> | | | 措置 | <p>(厚生労働省) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」(平成18年法律第51号)に基づく、アビリティガーデンにおける職業訓練事業の市場化テストについては、「アビリティガーデンにおける職業訓練事業民間競争入札実施要項」を定め、開発・試行終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コースについて平成18年12月6日に入札公告を実施し、平成19年4月から落札者による事業を実施することとしている(落札者との契約日：平成19年3月2日)</p> | |
| | <p>d 「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入 「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の5職種に関する体験事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による体験事業が実施できるよう措置する。</p> | | | 措置 | <p>(厚生労働省) 「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の5職種に関する体験事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を実施し、落札者を決定し、平成19年4月から落札者による事業を実施することとしている(落札者との契約日：平成19年3月2日)</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|-------------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入 （厚生労働省） | a 国民年金保険料の収納事業 国民年金保険料の収納率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業（納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施）を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。 【弘前社会保険事務所・足立社会保険事務所・熱田社会保険事務所・大阪社会保険事務局平野社会保険事務所の5箇所において、国民年金保険料の収納事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】 | | 措置済 | | | |
| | b 国民年金保険料収納事業の対象箇所数の拡大 平成17年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、平成18年度は35箇所に拡大する。 | | | 措置 | | （厚生労働省） 平成17年度に5箇所の社会保険事務所で実施した本件事業について、平成18年度は35箇所の社会保険事務所に拡大し実施している。 |
| | c 社会保険庁改革の一環として、民間の創意工夫の活用等により国民年金保険料の収納率向上と効率化等を図るため、国民年金保険料の収納事業に関し、市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを実施し、平成19年度に速やかに落札者による国民年金保険料収納事業が実施されるよう措置する。 当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、複数年度（3年程度以上）にわたる契約期間を対象とする。 | | | 措置 | | （厚生労働省） 国民年金保険料の収納事業については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象業務として、平成19年10月から3年間の契約期間において95箇所の社会保険事務所を対象として実施することが、「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）に盛り込まれたところである。 |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | d 当該市場化テストに基づき受託した民間事業者がその業務を円滑かつ効率的に遂行し、収納率を向上させる観点から、受託事業者が社会保険庁長官に対し、納付を拒絶した被保険者につき要請を行った場合には、社会保険庁長官は、収納の費用対効果を勘案する客観的かつ合理的な要件の下に速やかに最終催告状の発出以降の強制徴収のに移行するよう措置する。 | | | 措置 | (厚生労働省) 納付を拒絶した被保険者について、速やかに最終催告状の発出以降の強制徴収のに移行できるよう、公共サービス改革法第33条第1項第3号に規定する社会保険庁長官への報告において、納付拒絶者の情報をその内容に含めることを厚生労働省令で定めたと ころである。 | |
| | e 市場化テストは、官自身が直接実施する業務プロセスについても見直しの契機となることを認識し、上記市場化テストに基づく事業の実施状況を見つ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を市場化テストの本格的導入又は民間開放の対象とする。その際、免除対象者の発見に努めつつ、督促状の発出による時効の中断を始めとする強制徴収手続を迅速かつ厳正に行うものとし、市場化テストの対象とする国民年金保険料収納事業について、民間の創意工夫の活用等により、国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を一層推進する観点から、事業の実施状況も踏まえつつ、その充実につき更に検討する。 | | | 検討 | (厚生労働省) 公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定）において、国民年金保険料収納事業については、平成19年度に95ヶ所へ拡大するとともに、事業の実施状況を見つ、将来的には、全国の社会保険事務所における本件事業を民間競争入札の対象とすることとされている。 また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、強制徴収及び免除等申請勧奨業務を重点的に行うとともに、民間事業者と連携協力しつつ、納付率の向上に向けて一層の推進を図っていくこととしている。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業に関する市場化テストの実施（厚生労働省） | <p>a 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業</p> <p>厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員5人以上の個人事業所について加入義務を課している。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。</p> <p>したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。</p> <p>その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。</p> <p>【東京地区・福岡地区の2地区において、厚生年金等の未適用事業所に対する適用促進事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】</p> | | 措置済 | | | |
| | <p>b 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業の対象箇所数の拡大</p> <p>平成17年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、平成18年度は104箇所に拡大する。</p> <p>本件事業の成果を生かし、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に全国の社会保険事務所における本件事業について市場化テスト・民間開放を実施する。</p> | | | 措置 | <p>（厚生労働省）</p> <p>平成18年度においては、適用促進事業の対象地区を拡大し、104箇所において実施している。</p> <p>さらに平成19年度は、適用促進事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、市場化テストモデル事業での経験を生かし、全ての社会保険事務所を対象に適用促進事業を民間委託により実施する。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 年金電話相談センター事業に関する市場化テストの実施 (厚生労働省) | <p>a 年金電話相談センター事業</p> <p>現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施（平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員を含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名）しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。</p> <p>【茨城年金電話相談センター・広島年金電話相談センターの2箇所において、年金電話相談センター事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】</p> | | 措置済 | | | |
| | <p>b 年金電話相談センター事業</p> <p>平成17年度、2箇所の年金電話相談センターで実施している本件事業について、平成18年度も継続して実施する。</p> <p>将来的には、国民・被保険者にとって望ましい総合コールセンター等を整備することとし、その上で、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、市場化テスト・民間開放を実施する。</p> | | | 措置 | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年度に2箇所の年金電話相談センターで実施した本件事業について、平成18年度も継続して実施している。(契約期間：平成18年10月～平成20年9月まで)</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 行刑施設関連に関する市場化テストの実施 （内閣府及び法務省） | <p>a 現在、全国には59所の刑務所、8所の少年刑務所、7所の拘留所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。他方、近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。</p> <p>このため、民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、少なくとも施行可能な一の既設刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務を包括的に市場化テスト（モデル事業）の対象とする。</p> <p>【宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務所支所において、施設整備等事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】</p> | | 措置済 | | | |
| | <p>b 民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、平成17年度実施している市場化テストのモデル事業（宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務所支所）における庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務の結果を踏まえつつ、平成18年度において、これらの事業を継続して実施する。</p> <p>また、PFI制度及び構造改革特区制度を用いた先駆的取組である「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の拡大等を更に検討し推進する。</p> | | | 措置 | <p>（法務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城刑務所及び福島刑務所（福島刑務支所を含む。）を対象庁として、総務系業務等、公権力の行使にかかわらない27ポストの業務について、平成18年5月1日から市場化テストモデル事業を継続実施。 ・第1号刑務所PFI事業（美祢社会復帰促進センター整備・運営事業）について、平成19年1月に施設が完成し、平成19年4月運営開始予定。 ・第2号刑務所PFI事業（島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業）について、平成18年10月に事業契約を締結し、平成20年10月運営開始予定。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | | | | | <p>・国が整備する2施設の運営においてPFI手法を活用することとし、第3号刑務所PFI事業（喜連川社会復帰促進センター等運営事業）及び第4号刑務所PFI事業（播磨社会復帰促進センター等運営事業）について、平成18年9月に実施方針を公表し、平成18年10月に入札公告を実施済。</p> | |
| <p>中小企業大学校への市場化テストの本格的導入（経済産業省）</p> | <p>a 独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織である中小企業大学校について、平成18年度、1箇所の大学校（分校）につき市場化テストを実施する。</p> | | | 措置 | <p>（経済産業省） 平成18年8月末に落札者を決定し、中小企業大学校旭川校における市場化テスト（モデル事業）を実施中。 実施期間：平成18年10月～平成20年3月末まで</p> | |
| | <p>b 平成18年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。</p> | | | 検討 | <p>（経済産業省） モデル事業の評価等を踏まえ、引き続き検討。</p> | |

ウ その他

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 独立行政法人関連業務への市場化テストの活用に関する速やかな検討（内閣府及び関係省庁） | 独立行政法人関連業務については、本計画に盛り込まれている以外の法人の業務についても「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う。 | | | 検討 | （内閣府） 「公共サービス改革基本方針」の改定（平成18年12月22日閣議決定）において、（独）国際交流基金、（独）国立大学財務・経営センター、（独）情報処理推進機構等について、民間競争入札を導入すること等を決定。 | |
| 科学技術振興機構の実施する業務（文部科学省） | a 独立行政法人科学技術振興機構の運営する「日本科学未来館」について、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような政策的な効果をあげているかどうかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進する。 | | | 定量的測定方法及び市場化テストの可能性につき検討、より効率的な事業実施につき逐次実施 | （文部科学省） 日本科学未来館の運営に関して、平成19年度については民間委託の業務の範囲を18年度よりも広げ、館長等のトップマネジメント業務を除き、展示企画の運営を含めほぼ全ての運営業務について競争入札を実施した。（平成19年4月から委託開始。） また、政策的効果を定量的に測定する方法については、平成18年11月に博物館等の評価に詳しい外部専門家による委託調査を行ない、検討を行った。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | <p>b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部（新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等）を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。</p> <p>したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。</p> | | | 逐次実施 | <p>（文部科学省）</p> <p>平成18年度も平成17年度に引き続き追跡評価を実施した。なお、実施には、追跡調査の精度をさらに高めるため、事後評価で着目された研究成果の発展状況や、当該分野・関連分野に与えた効果、事後評価のコメントへの対応状況、参画者以外の研究者からの聞き取り等も調査項目として追加するなど、改善を図った。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|-----------------------------------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | <p>c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p> | | | 逐次実施 | <p>（文部科学省）</p> <p>科学技術振興調整費の平成18年度審査・評価より、選定の透明性・客観性をより高めるため、委員構成や委員に求められる専門知識、業績等を明文化した「委員選定基準」を作成し、これに基づき審査・評価者の選定を実施した。なお、選定基準については、科学技術・学術審議会科学技術振興調整費部会及び研究評価部会で審議の上策定した。</p> | |
| | <p>d 科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。</p> | | | <p>執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討</p> | <p>（文部科学省）</p> <p>科学技術振興調整費において課題実施者が関わる各業務について、業務量の低減を図るべく種々の改善を行った。例えば、平成19年度新規公募分より、電子公募システムを活用しており、これにより、事務処理の低減を図った。また、課題の実施に当たっては、委託業務事務処理要領に加えて新たに委託業務マニュアル・Q&Aを作成し配布する等の取組みを行っており、課題実施者の執行事務の効率化を図った。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 日本学生支援機構 の実施する業務 (文部科学省) | 以下の点について検討し、平成18年度中に結論を得る。 a 独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成18年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。 | | | 検討・結論 | (文部科学省) 「独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成18年11月27日政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、奨学金貸与事業を含めた機構の事務・事業について見直し案を作成し、平成18年12月24日、行政改革推進本部の了解の上、決定された。 | |
| | b 奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げること検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。 | | | 検討・結論 | (文部科学省) 平成17年度において民間へ委託していた申込用紙等の梱包・発送作業、返還誓約書の点検作業、学資金返還を延滞している者に対する法的処理を前提とした請求督促等の単純大量業務について、委託件数を拡大するとともに、平成18年度から新たに学資金返還免除推薦書の点検作業等を民間へ委託するなど実施対象範囲の拡大を図ったところであり、より効率的・効果的な業務の実施が可能なものについて、積極的に民間委託を進めたところである。 | |
| | c 留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図る。 | | | 検討・結論 | (文部科学省) 平成18年度より施設の警備、清掃、寝具リースについては、一般競争入札による民間委託を実施しており、さらに一般競争入札の範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとしている。また、市場化テストを活用し、広島国際交流会館の管理・運営業務について平成19年度に民間競争入札を実施し、平成20年度から落札者による業務を実施することとしている。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|---|--------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し（厚生労働省） <労働力の再掲> | a 雇用促進住宅については、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、必要に応じて民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止する。 事業廃止までに、30年をかけるという考え方は撤回した上で、以下につき、18年度中に検討し、結論を得る。 | | | 検討・結論 | <労働力に掲載> | |
| | b 民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、老朽化又は機能的に陳腐化している雇用促進住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。 | | | 検討・結論 | <労働力に掲載> | |
| | c 土地の最有効使用に資する築年次の新しい住宅については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、例えば、建物を引き続き使用することを前提として、現在の普通借家関係を解消する等により、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等により売却する。 | | | 検討・結論 | <労働力に掲載> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 | |
|--|--|--------|--------|-------------|---|--------|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | | | 平成18年度 |
| | d 国家公務員、地方公務員の入居については、雇用促進住宅の設置の本来の趣旨に合わないことから、入居停止等の適切な対応を図った。 【平成17年厚生労働省職業安定局長通達】 | | 措置済 | | | |
| | e 現在、雇用促進住宅の管理・運営については、財団法人への委託が行われているが、当該財団法人への委託により、真に効率化が図られているかどうかについては疑問が残るところであり、雇用促進住宅の事業廃止までの間の当該業務の委託については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、競争入札を導入することも含め検討し、真の効率化を図る。 | | | 検討・結論 | <労働オ に掲載> | |
| 航海訓練所の実施する業務 (国土交通省) | 関係者で行われるニーズに合致した船員教育の在り方を検討する一環として、航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成18年度中を目途に結論を得る。 | | | 検討・結論 | (国土交通省) 平成18年4月に外・内航船社、海事関連企業、船員教育機関、関係団体、学識経験者等による「船員教育のあり方に関する検討会」を設置し、航海訓練所の業務について、市場化テストを含めた民間開放の実施や、船員教育のあり方全般について長期的視野に基づき幅広い見地から検討・見直しを行ってきたところであり、平成19年3月に最終報告を取りまとめた。 「市場化テストを含めた民間開放」については、帆船やタービン船についての実習内容の見直しを行う過程で、既に一部の課程において実施している社船による実習を、他の課程においても実施するなど、社船の活用を進めていくことにより民間開放の拡大を図ることが適当であるとの結論を得た。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|---------------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の実施する業務 （国土交通省） | 今後、「民間にできることは民間に」という視点を基本としつつ、当該機構のすべての業務内容を精査し、その機能及び業務の在り方について、平成18年から議論を重ねる。 | | | 平成18年から議論を重ねる | （国土交通省） 規制改革・民間開放推進会議官業民間開放WGにおいて議論を行い、同会議の規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申において、以下の業務について、平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置するとの結論を得た。 鉄道建設・保有業務については、「民鉄線（鉄道建設・運輸施設整備支援機構においてP線に区分されるもの）を建設して鉄道事業者に譲渡してきたが、今後は新規の建設・譲渡は行われず、また、これに伴い、債権回収・債務返済業務を着実かつ効率的に行うことが求められていることから、借換えを行う際の資金調達コストの縮減に一層取り組むとともに、債務者である鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提として、期限前返済に係る条件を検討すべき」との結論を得た。 また、船舶共有建造等業務については、「信用リスクの外部審査委託など債権管理・回収強化に努めているが、さらに、民間金融機関で行われている信用リスク管理手法を参考にしてリスク管理体制を強化し、財務内容の改善を図るべき」との結論を得た。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|------|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | |
| | | | | | <p>さらに、高度船舶技術開発等業務については、「助成金交付業務、利子補給業務及び債務保証業務が、技術の開発支援・実用化支援の一環として一体的に運営されていることを踏まえ、次期中期計画策定時に、実績の少ない業務についてニーズや有効性の検証等を行うことにより、業務の財務基盤となっている信用基金の存続の必要性を含め総合的に見直すべき」との結論を得た。</p> | |